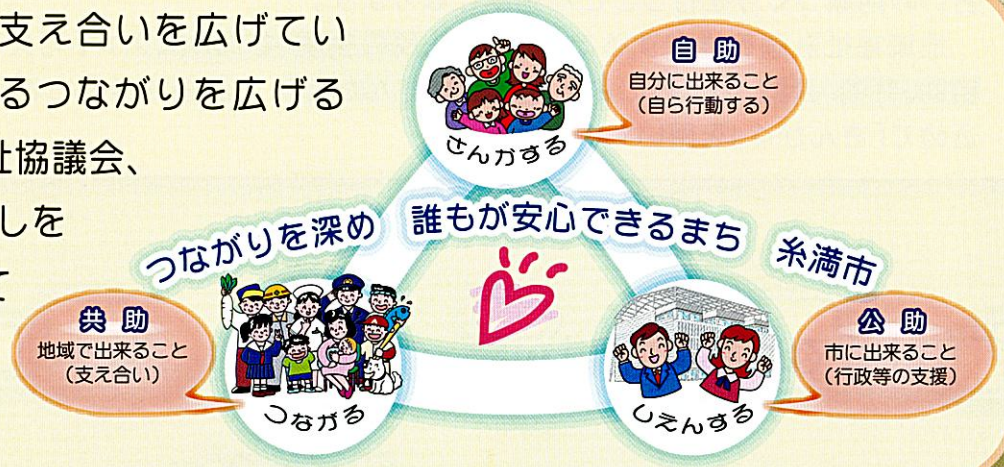


第3次糸満市地域福祉計画・ 第5次糸満市地域福祉活動計画

(糸満市成年後見制度利用促進計画) (糸満市再犯防止推進計画)

(令和5年度～令和9年度)

この計画は、地域での支え合いを広げていくために、住民参加によるつながりを広げるとともに、行政や社会福祉協議会、福祉関係者が住民の暮らしを支援することで、安心して暮らせる地域づくりを目指すものです。



「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」について

「地域福祉計画」は、市町村が作成するもので、地域福祉を推進する上での方向性や体制づくりなどの取り組みを示しています。

「地域福祉活動計画」は、民間組織である社会福祉協議会が策定しているもので、地域福祉向上のために、地域に入って具体的に取り組む内容を掲げる計画です。

糸満市では両計画を一体的に策定し、具体的で実行力のある計画づくりに努めています。

第3次糸満市地域福祉計画・第5次糸満市地域福祉活動計画 －糸満ちむちむ・さんかくプラン－

地域福祉計画

地域福祉推進の方向性や体制づくり等を掲げる行政計画



一体的に策定

地域福祉活動計画

地域福祉推進のための具体的な取り組み計画
(社協が中核的役割を担う)

※市社会福祉協議会の地域福祉活動計画は第3次計画まで独自で策定され取り組まれてきました。

今回の策定は5回目となるため、「第5次糸満市地域福祉活動計画」としています。



「糸満ちむちむ・さんかくプラン」の名称について…

～ ちむちむ ～

「ちむ」は沖縄の方言で「肝」や「心」、「情・心情」という意味があります。地域福祉による支え合いの精神は、「心と心のつながり」から始まり、それが人々の心と心が通い合う福祉の行動にあらわれる、そういう意味を込めて「ちむちむ」を用いています。

～ さんかく ～

地域福祉を進めるためには、これまでの行政主導の取り組みだけではなく、住民主体による支え合いの地域づくりを行うことが基本となります。

地域福祉計画を推進するためには 住民の参画(さんかく)が不可欠であり、これを促す意味と、自助、共助、公助 の三者による 三角形(さんかく) で計画が推進されるため、これら2つの意味を込めて「さんかく」を用いています。

計画で目指す姿は…

基本理念

つながりを深め 誰もが安心できるまち 糸満市

地域で安心して暮らすことは住民みんなの願いであり、そのためには福祉、保健医療、教育、就労、経済、安全、道路交通、施設など、様々な面での充実が求められます。

その中には“つながり”も含まれることが見落とされているのではないのでしょうか。現代社会は、地域のつながりが希薄でも生活できる時代になっていますが、隣近所の声かけ、子どもたちや高齢者の見守り、子どもの社会性の育み、防犯のための見回り、災害時の助け合いなど、地域のつながりは多くの“安心”を生み出します。

前計画までは、「みんなでつくる つながりと安心のまち 糸満市」を基本理念としていましたが、今回の見直しでは、地域のつながりを一層深めることや、地域共生社会による多様な人々が自分らしく地域で生活する観点から「誰もが」という言葉を使いながら、以下のように基本理念を掲げました。

日頃から隣近所のあいさつやつきあい、地域行事への参加などをする中で、心と心のふれあいが育ち、地域のつながりの基礎がつくられていきます。住民一人ひとりが地域のつながりの重要性を認識し、支えたり支えられたりする「地域共生社会」を実現するため、また、「誰ひとり取り残さない地域社会」を実現するために、地域活動にみんなが参加し、支え合いの環境づくりを進め、もっと安心して暮らすことができる糸満市を目指していきます。

重点的な取り組み

第2次計画では、「地域福祉懇談会の開催」「ボランティア応援センター ふらっと」「リーダーの育成」「住民支えあい協議会」に係る4つの重点施策を掲げていましたが、事業評価や新しい課題に対応するために、以下の5つを新たな重点施策として掲げます。

重点1：包括的な相談支援と連携体制の構築

市の相談窓口や相談機能のネットワークを強化し、福祉関連制度やサービス等の活用を踏まえた包括的相談支援の体制構築を図ります。

地域包括支援センター（高齢者）、相談支援センター（障害者・児）、子育て世代包括支援センター（妊産婦等）、子ども家庭総合支援拠点（子ども・子育て家庭）において、包括的な支援体制を推進します。

なお、全ての妊産婦、子育て世代、子どもの包括的な相談支援などを行う「子ども家庭センター」の令和6年度の設置を見据え、「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」との連携を一層強化し、切れ目ない子育て支援の充実を図ります。

庁内の相談窓口において、住民に寄り添いながら必要な支援へとつながられるよう、職員の資質向上及び包括的相談支援の意識啓発を図ります。

身近な地域での相談強化のため、民生委員・児童委員や自治会長、社協に配置している各種コーディネーター等と連携し、アウトリーチが必要な案件にも対応し、必要な相談先や伴走型支援へとつなぐ体制づくりを行います。

また、制度の垣根を超えて、市や社協の各種コーディネーターが連携を強化し、包括的な支援体制の構築を目指します。

重点2：「住民支え合い協議会」の設置・推進

自治会単位や複数の自治会を一つとした単位での「住民支え合い協議会」の設置を推進します。

また、住民支え合い協議会を支援する各種コーディネーター・民生委員児童委員・住民支え合い協議会構成員の広報を行い、各自治会における地域支援の体制づくりが進むように取り組みます。

重点3：避難行動要支援者の把握と避難支援

自治会や民生委員・児童委員、および関係機関との協力により、地域における避難行動要支援者の把握を推進するとともに、関係者間での情報の共有を図ります。

避難行動要支援者の把握、情報の共有、災害時の情報提供や避難支援、避難所での生活支援等については、糸満市地域防災計画にもとづき取り組みを推進するとともに、避難行動要支援者一人ひとりの避難方法や避難経路、支援者など具体的な避難方法等を示した「個別計画」作成に取り組みます。

重点4：成年後見制度の利用促進のための体制構築

成年後見制度に係る中核機関及び協議体の設置、個別支援体制の確立等、市の成年後見制度の推進体制の整備を図るとともに、潜在化が予想される対象者へのアプローチや情報提供方法の検討を行います。

また、認知症や知的障害などにより判断能力が不十分で、身寄りがないなど、親族などによる後見等が難しい方について、市長が代わって申立て等を行う成年後見制度利用支援事業を実施します。

重点5：市内企業及び社会福祉法人の地域福祉活動への参加促進

市内の企業も地域社会を構成する一員であるという意識のもと、事業者が社会貢献活動や地域社会の福祉活動に参加する機会づくりに努めます。

保育所や各種福祉施設等の社会福祉法人が行う児童、高齢者及び障害者などを対象とした地域貢献活動・地域公益事業へ連携と支援を行い、社会福祉資源としての一翼を担えるよう促進していきます。

計画の体系図

基本理念

基本目標

実施目標

実施計画

糸満市

つながりを深め 誰もが安心できるまち

糸満市

1 みんなが『参加する』 地域づくり

(1) 参加しやすい環境づくりの推進

- ①自治会への加入、地域活動への参加促進
- ②自治会、地域活動の情報の発信・支援
- ③地域把握の推進
- ④福祉教育の推進
- ⑤ひきこもり支援の推進（新）

(2) 活発な活動の促進

- ①地域人材の確保と育成、研修機会の提供
- ②リーダーの育成、確保
- ③ボランティア活動の推進
- ④民生委員・児童委員の確保、活動の支援・強化
- ⑤各種団体の活性化
- ⑥市内企業及び社会福祉法人の地域福祉活動への参加促進

★重点施策5

2 みんなが『つながる』 地域づくり

(1) 地域のつながりの向上・強化

- ①「地域共生社会」の周知・啓発（新）
- ②様々な取り組みを通じた地域のつながりの機会確保
- ③スポーツによる地域づくりの推進
- ④コミュニティ・スクール（学校運営協議会）による地域と学校（子どもたち）のつながりづくり
- ⑤地域見守りネットワークの推進
- ⑥地域福祉の仕組みづくりの強化

(2) 居場所づくりの推進

- ①子ども、高齢、障害者などの居場所づくりの推進
- ②公民館や学校施設の開放の推進
- ③居場所づくりにおける人材確保
- ④活動拠点の確保

(3) 地域での防犯・防災対策の推進

- ①安全・安心な近隣社会の構築
- ②防犯対策の強化
- ③防災に関する意識啓発
- ④自主防災組織の結成、活性化の推進
- ⑤避難行動要支援者の把握と避難支援
- ⑥福祉避難所の確保

★重点施策3

3 みんなを『支援する』 地域づくり

(1) 包括的・重層的な支援体制の構築及び保健福祉サービスの充実（新）

- ①包括的な相談支援と連携体制の構築（包括的相談、身近な相談）（新）
- ②必要な人に必要な支援が届くサービスの充実
- ③保健福祉の専門職員の確保、育成
- ④様々な手段による健康福祉関連情報の提供
- ⑤重層的支援体制の整備推進（新）
- ⑥インフォーマルサービスとの連携
- ⑦関係者間の情報共有の推進

★重点施策1

(2) 誰ひとり取り残さないための支援充実（新）

- ①生活保護世帯支援の充実
- ②生活困窮世帯支援の充実
- ③生活困窮にある子どもの支援充実
- ④課題を抱える子どもへの支援（新）
- ⑤再犯防止に関する取り組みの推進（新）
- ⑥居住支援の推進（新）

★重点施策4

(3) 権利擁護の推進（新）

- ①成年後見制度の周知・広報（新）
- ②成年後見制度の利用促進のための体制構築（新）
- ③虐待及びDV防止対策の推進

(4) バリアフリーと移動・交通の充実

- ①バリアフリーの推進
- ②公共交通機関の改善の推進
- ③民間企業と協力した移動支援の確保
- ④既存の移動支援の事業充実

社会福祉協議会

- a) 地域福祉懇談会の開催
- b) 地域アセスメントの作成（新）
- c) 福祉意識の啓発と福祉教育の推進
- d) ひきこもり支援の推進（新）

- a) ボランティアセンターの機能強化
- b) 地域福祉活動を支える人材づくり
- c) ボランティア及び市民活動の推進
- d) 共同募金運動及び配分金活用による市民参加の推進
- e) 各種福祉団体への支援
- f) 市内企業及び社会福祉法人と連携した地域福祉活動の推進

- a) 地域アセスメントに基づく地域福祉活動の推進（新）
- b) 住民支え合い協議会の設置・推進
- c) 地域見守り・支え合いネットワークの推進
- d) 「我が事・丸ごと」地域づくりの推進
- e) 自己財源の確保と有効活用（新）

★重点施策2

- a) ふれあいの機会づくりの推進
- b) 地域の居場所や交流の場づくりの支援
- c) 地域福祉活動拠点の推進

- a) 地域防犯に関する周知・啓発
- b) 共助による防災訓練の実施及び防災教育の充実
- c) 災害ボランティアセンターの体制整備

- a) 各種相談機能の充実・強化
- b) 各種専門職員の確保、養成
（コミュニティソーシャルワークを担う人材の育成・連携）
- c) 広報活動の充実・強化
- d) 各種福祉サービス提供の充実
- e) 市と連携した包括的・重層的支援の推進
- f) 社会福祉関係者間の連携・推進
- g) 市内社会福祉法人等の地域公益的活動事業（地域貢献活動）の推進

- a) 生活福祉資金の貸付
- b) 生活困窮世帯への支援
- c) 生活困窮にある子どもの支援推進
- d) 法外援護事業の推進
- e) 居住支援の推進（新）

- a) 日常生活自立支援事業の推進
- b) 成年後見制度の利用促進（新）
- c) 法人成年後見の実施検討

- a) 地域共助による移動手段確保の検討・推進

基本目標 1

住民の地域福祉への参加は、地域によって差があるものの消極的になっています。また自治会加入率が低い地域があり、市内の都市部では特に低く、中でもアパート世帯での自治会加入率が非常に低いのが実情です。地域の活動を進めるに当たっては、住民参加が不可欠であるため、地域情報の発信により、自治会活動を知る機会を確保し、参加しやすい環境づくりを図るほか、ボランティアへの参加促進、福祉教育、ひきこもり支援等について推進します。

基本目標 2

近所づきあい、地域のつながりが希薄化してきている中で、一人暮らし高齢者世帯や障害者、母子・父子家庭など、支え合い等の支援が必要な方々も増えている状況にあります。市民意識調査では、地域のつながりに期待することとして、見守り、防災、防犯があげられており、住民も地域のつながりの必要性を感じていることがわかります。地域防災、地域防犯といった、市民の関心の高いところからつながりづくりを進めるほか、支え合いやつながりの機会や居場所づくり、地域による課題解決を支援する仕組みづくりを一層推進し、支えたり、支えられたりする地域共生社会の実現を目指します。



基本目標 3

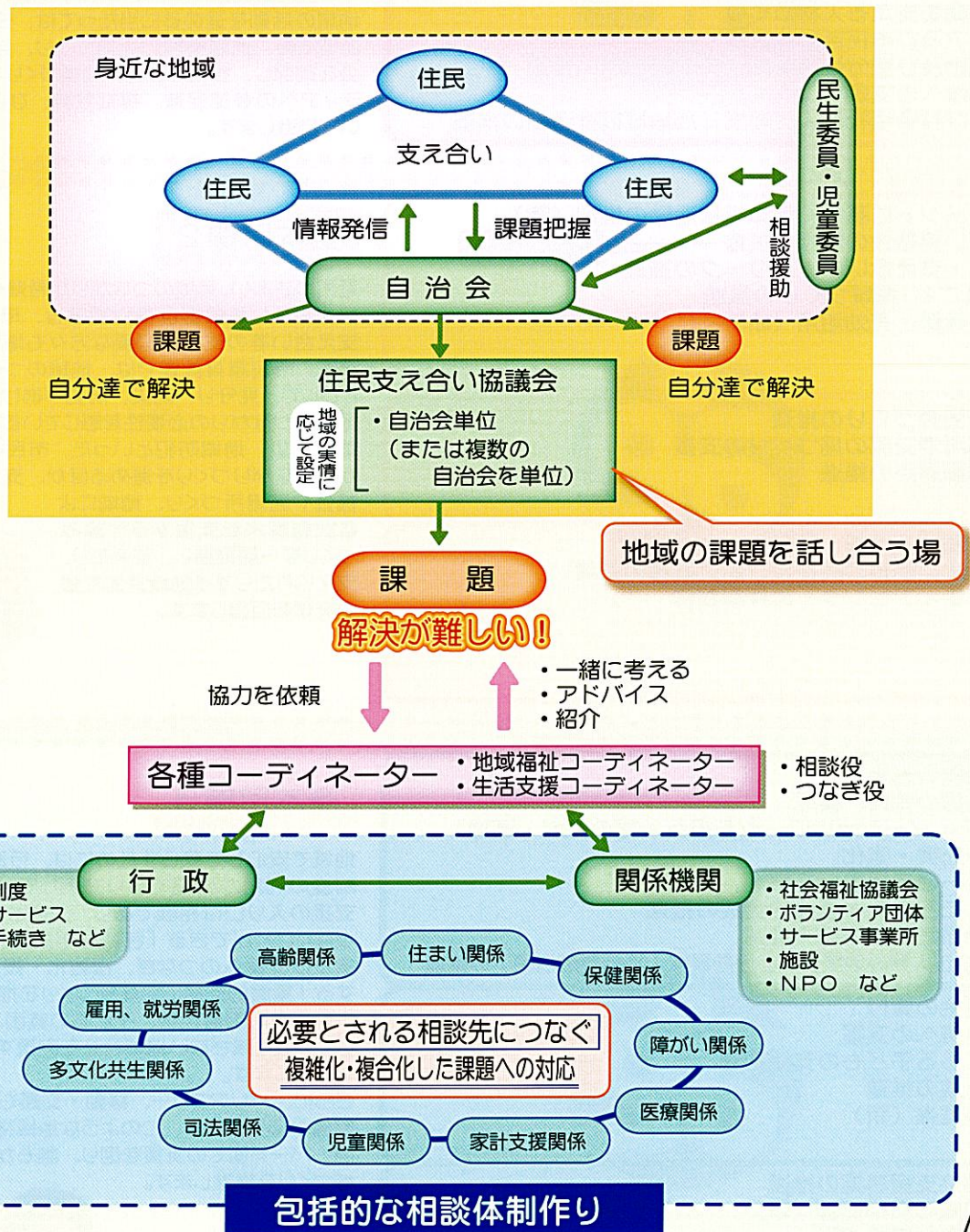
地域で安心して暮らすためには、行政の福祉サービスや制度の利用が容易であり充実している必要があります。支援の入り口は相談であり、必要とする支援を横断的につなぐことができる「包括的相談支援」と情報提供の充実及び支援へのつなぎ、複雑化・複合化した課題に対応する「重層的支援」の体制づくりを推進します。また、生活困窮世帯、子どもの貧困、権利擁護など、誰ひとり取り残さない地域社会を実現するに当たっての支援も推進します。さらに、バリアフリー、移動・交通も地域生活をする上で整備が必要であり、このような地域福祉に関連するソフト面、ハード面での支援を図り、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進します。



「地域福祉の仕組み」のイメージ

計画では、地域の支え合いを支援する
「地域福祉の仕組みづくり」を進めます。

地域福祉の仕組み



地域の状況！…住民アンケートでは、こんな傾向が見られました。

自治会への加入状況	自治会への加入率は 47.3%。	• 地区別にみると、「三和地区」が 76.4%、それ以外の地区は 40%台となっています。 • 住宅の形態別にみると、「公営住宅（団地等）」が 67.0%、「持ち家（一戸建て）」が 66.1%で極めて高くなっています。「賃貸のアパート・マンション」では加入率は 7.0%と非常に低くなっています。
地域活動やボランティア活動への参加状況	地域活動の加入率は 15.0%。	• 参加している人は、「20代」の 5.4%に対し、「60代」「70代」では 20%台。参加率の高い地区は、「三和地区」が 26.8%、「高嶺地区」が 19.5%となっています。
地域の支え合いに期待すること	「災害や緊急事態が起きた時の助け合い」が 61.1%。	• 「一人暮らし高齢者等の見守りや声かけ」が 53.6%や「地域の清掃など環境美化」が 47.5%も高くなっています。
重点を置くべき地域福祉の施策	「生活困窮世帯への支援対策（就労、相談、食糧支援、学習支援、子ども食堂）」が 37.6%	• 「いじめ、児童虐待、高齢者虐待、DV などの早期発見、早期対応策の充実」(36.1%)、「思いやり、やさしいこころを育む福祉教育の推進」(34.7%)、「困りごとや悩み事の相談を受ける場や人材の充実」(31.3%)、「地震・台風など災害時に避難支援等が必要な人への対策」(33.0%) も比較的高くなっています。

糸満市再犯防止推進計画

基本方針

「沖縄県再犯防止推進計画」と整合性を図り、犯罪をした者等が多様化する社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることにより、住民の犯罪被害を防止するため、次の重点施策に取り組みます。

市の主な取り組み

(1) 広報・啓発活動の推進

罪を犯した人の社会復帰に向けた支援等の更生保護活動や広報・啓発活動を推進することで、立ち直ろうとする人を支え、犯罪や非行をする人を生み出さない地域社会を築いていきます。

(2) 就労・住居の確保のための取り組み

ハローワークや生活困窮者自立支援機関「サポートセンターきづき」など、さまざまな社会資源を活用して対象者に必要な支援を行います。

(3) 非行の防止と関係機関と連携した支援の実施

非行の防止は、犯罪を未然に防ぐ有効な手段のひとつです。本人や保護者の悩みや心配ごとについて相談を受けるとともに、必要に応じて他の専門機関と連携して支援を行い、地域全体で青少年を見守り、健やかな成長を支えます。

(4) 安全で安心なまちづくりの推進

防犯意識の向上をはかるとともに、犯罪や犯罪被害の起きにくい環境美化を進めるなど、安全で安心なまちづくりを目指します。

(5) 保健医療・福祉サービスの利用の促進

高齢者や障害者などの保健医療・福祉の支援を必要とする犯罪を犯した者等に対して、地域での生活が可能となるよう、適切に保健医療・福祉サービスにつなげることを目指します。

糸満市成年後見制度利用促進計画

目標

本人らしい生活を守るため、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する

施策の柱・具体的施策

①中核機関の整備

地域連携ネットワークを構築するにあたり、市の権利擁護・成年後見の中核となる機関が必要です。様々なケースに対応できる法律、福祉等の専門知識を持ち、地域の関係機関との連携・調整等を行う中核機関を設置します。

②チーム・協議会の設置

地域連携ネットワークを構築するにあたり、本人を後見人と共に支える「チーム」での対応を進め、親族、福祉・医療・地域関係者及び後見人が協力しあい、日常的に本人を見守っていくかたちを基本とします。また、個々の「チーム」での対応に加え、地域において、法律・福祉の専門職団体や関係機関がこれらのチームを支援する協議会を設置し、ケース会議の開催や多職種連携を行います。

③地域連携ネットワークの構築・運用

地域連携ネットワークでは、保健、医療、福祉のほか、司法も含めた連携の仕組みづくりを行います。中核機関が地域連携ネットワークとともに担う役割として、以下について推進します。

ア) 権利擁護支援の必要な人の発見・支援

権利擁護に関する支援が必要な人の発見に努め、生活状況に応じて市の助成制度の活用を含めて速やかに必要な支援に結び付けます。また、権利擁護支援の体制整備に努めます。

イ) 早期の段階からの相談・対応体制の整備

早期の段階から成年後見制度の利用について市民が相談できるよう、相談窓口等の周知及び体制を整備します。

ロ) 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

本人の意思、心身の状態及び生活の状況等を踏まえた運用を可能とする地域の支援体制を構築します。

地域連携ネットワークのイメージ

